

事故防止 174号
2019年12月16日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 157」 の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、12月16日に「医療安全情報 No. 157」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.157 2019年12月

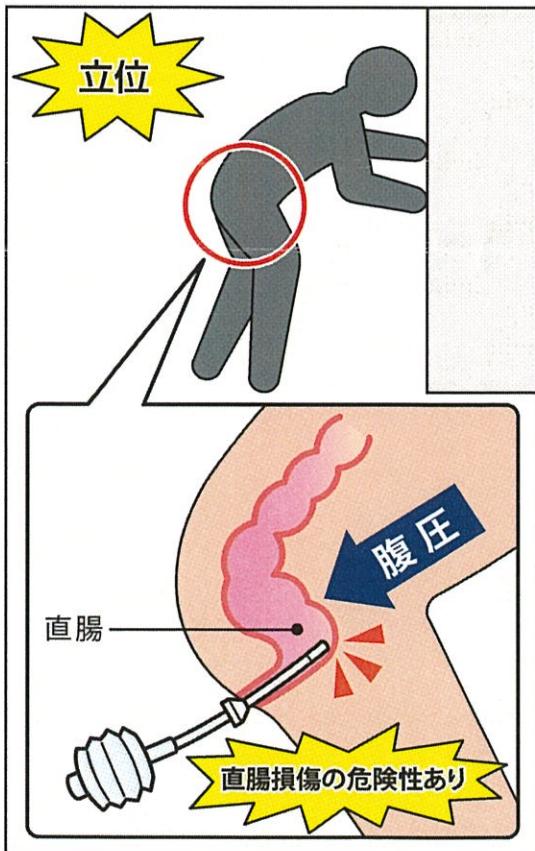
立位でのグリセリン浣腸による直腸損傷



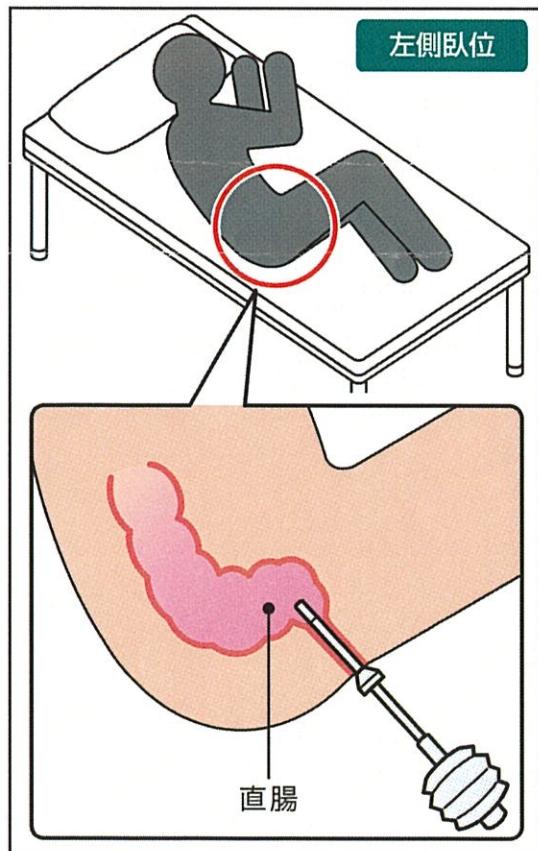
医療安全情報No.3「グリセリン浣腸実施に伴う直腸穿孔」(2007年2月)、第31回報告書「再発・類似事例の発生状況」で、立位でグリセリン浣腸を実施した事例を取り上げました。その後、立位でグリセリン浣腸を実施し直腸損傷をきたした事例が4件報告されていますので情報提供します(集計期間:2014年1月1日～2019年10月31日)。

グリセリン浣腸を立位で実施し、直腸損傷をきたした事例が報告されています。

事例1のイメージ



グリセリン浣腸実施時の体位



立位でのグリセリン浣腸による直腸損傷

事例 1

患者は4日間排便がなかった。看護師は左側臥位で浣腸をしようと思ったが、患者の希望によりトイレに移動し、立位でグリセリン浣腸液を注入した。10分後、トイレよりコールがあり、患者は排便困難を訴えた。肛門周囲を見ると、3cm幅の腫脹と少量の出血を認めた。医師が診察し、CT検査を実施したところ、直腸穿孔と診断された。

事例 2

患者は8日間排便がなく、医師はグリセリン浣腸の指示を出した。患者はトイレでの実施を希望したため、看護師はトイレで立位でグリセリン浣腸液を注入した。排便時に出血を認め、その後、腹部CT検査を実施したところ、肛門部から約3cmの辺りに粘膜損傷を認めた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・浣腸は左側臥位で実施する。
- ・立位での浣腸実施の危険性を院内で周知し、患者にも説明する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>